平戸市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 10 月
平戸市教育委員会

1　計画の趣旨・現状

（1）計画の趣旨

本計画は、改正給特法第 8 条に基づき、文部科学大臣の「指針」に即して、平戸市教育委員会が所管する学校における教育職員の業務量の適切な管理および健康・福祉の確保を図るための具体的措置を定め、教職員の働き方改革を通じて教育の質の向上と児童生徒への還元を目的とする。

（2）本市の現状

平戸市教育振興基本計画（第 4 期）に基づき、校務 DX（校務支援システム活用）、定時退校日、部活動の適正化・地域展開、年休取得促進等を推進する。令和 6 年度実績では、超過勤務（月 45 時間超）の教職員割合は小学校 6.7%・中学校 23.1%、月 80 時間超は小学校 0.6%・中学校 1.1%である。引き続き、業務見直しと健康確保措置の徹底により、上限内への収束とゼロ化を目指す。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 23.26 時間	6.7%	0.6%
中学校	月 31.52 時間	23.1%	1.1%

2　目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

・時間外在校等時間の 1 か月 45 時間超、年間 360 時間超を 0%とする。
・令和 11 年度までに、1 か月時間外在校等時間の年平均を、小中ともに 30 時間程度へ削減する。

（2）ワーク・ライフ・バランス、働きがいに関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【R 7 結果小学校 15.1 日、中学校 14.2 日】
・ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 50%以上にする。【R 7 結果 33.1%】

3　計画の期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 11 年度（2029 年度）。年度ごとに取組内容・達成目標を明確化し、年次更新を行う。

4　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

・夜間見回り・補導対応：市（首長部局・警察等）に委ね、学校の自主見回りは原則行わない。

◇学校徴収金の徴収・管理

・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、公会計化や DX 化の導入を検討する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・学校が専門家を活用できるように各学校を支援する。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

◇調査・統計等への回答

・校務支援システムを活用し、入力の一本化および自動集計を行う。

◇施設・設備の管理

・体育館の施設予約システムを導入し、施設貸し出し等の管理業務に係る負担を軽減する。

◇校舎の開錠・施錠

・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

◇部活動

・休日は地域展開とし、平日は活動時間の適正化を図る。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

◇授業準備、採点および成績処理

・校務支援システムや自動採点機能を活用する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・個別支援については、SC・SSW 等の専門職の参画率を高める。併せて、アウトリーチ型の職員を市教育委員会や教育支援教室に配置し、学校や関係機関につながっていない児童生徒に対して直接対応し、学校や家庭へ必要な助言および支援を行う。

（2）学校における措置の推進

・教育課程については、標準時数に準拠し、過大な教育課程編成を見直す（標準時数を 70 時間超過している状況の解消を図る）。また、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
・校務 DX については、校務系システムと学習系システムの一体化を図り、利便性を向上させる。
・電話対応については、着信時間を制御するシステムを活用する。

（3）教育職員の健康および福祉の確保に関する取組

・時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員が確認された場合、医師による面接指導を実施する。
・終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
・ストレスチェックについては、実施率 100%を目指すとともに、集団分析結果に基づく職場環境の改善を行う。
・相談体制として、心身の健康に関する相談窓口を教育委員会に設置する。
・年次有給休暇については、連続取得を含めた計画的な付与を促進する。
・定時退庁日については、各校で週 1 回以上設定するとともに、夏季休業中には一斉閉庁期間を設定する。
・勤務時間の適正な把握については、出退勤管理システムにより勤怠を正確に把握し、実態との乖離が生じた場合には速やかに是正する。

5　関連する取組、今後のフォローアップについて

・在校等時間の状況については、毎年度取りまとめを行い、教育委員会定例会への報告や校長会への周知を行う。
・出退勤管理システムを活用し、時間外在校等時間に関する目標の達成状況を把握する。併せて、ストレスチェック結果等により、その他の目標の達成状況を把握する。
・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校への聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
・教員業務支援員の配置を引き続き目指すとともに、地域ボランティアの活用、SC・SSW の配置拡充等について、首長部局および関係機関と連携して推進する。